

行政事業レビューシート (総務省)

予算事業名	映像国際放送の実施	事業開始年度	平成19年度	作成責任者		
担当部署	総務省情報流通行政局	担当課室	衛星・地域放送課国際放送推進室	室長 松下 整		
会計区分	一般会計	上位政策	ユビキタスネットワーク整備費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	放送法(昭和25年法律第132号)第33条、第35条	関係する計画、通知等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	放送法の規定に基づき、NHKに映像国際放送を実施させることにより、我が国からの映像による情報発信を拡充し、「日本の対外イメージの向上、親日感の醸成」「欧米によるアジア理解の向上」を通じて、「日本のプレゼンスの向上、国際世論形成力の向上」を目指し、究極的に産業、観光振興等の幅広い国益を増進させる。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	放送法第33条第1項の規定に基づき、NHKに対して、必要な事項を指定して、委託協会国際放送業務(テレビ国際放送)を実施させる。 実施に要する費用については、放送法第35条第1項の規定に基づき、国が負担。					
実施状況	NHKに対して、以下の事項を指定して委託協会国際放送業務の実施を要請し、実施させた。 1 委託放送事項は、邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項、その他国の重要事項に係る報道及び解説とする。 2 委託して放送させる区域は、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州とする。 3 用いる言語は、英語とする。ただし、他の言語を併せて用いることを妨げない。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	300	1,523	2,454	2,454	2,454
	執行額	300	1,523	2,454		
	執行率	100%	100%	100%		
	総事業費(執行ベース)	300	1,523	2,454		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	NHKにおいて適正に実施されているかを判断するため、実施経費総括表、番組表、放送法施行令第7条第1号ホに規定する資料(国際放送等実施概況報告。毎月提出。)等により、履行状況を確認。				
	見直しの余地	諸外国において、国の支援の下で映像による対外情報発信を強化する動きが活発化する中、我が国においても、諸外国と並び、当該分野における対外情報発信力を強力に推進していく必要がある。 その効果的かつ効率的な実施方法については、引き続き検討中だが、これまでの成果としては、受信可能世帯(各国・地域の実情に即した簡易な方法で受信できる世帯)数が、平成19年度末の230万世帯から、平成20年度末には1.1億、平成21年度末には1.25億世帯まで増加している。				
予算監視の所見率	現行または見直し案どおり					
補記	特になし					

総務省
2,454百万円

〔 放送法第33条第1項の規定に基づき、
NHKに映像国際放送の実施を要請し、
その放送に要する費用を交付 〕



【 交 付 】

A. 日本放送協会
2,454百万円

〔 要請放送と自主放送を一体として実施 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。使途と費目
 の双方で実情が分かるよう
 に記載)

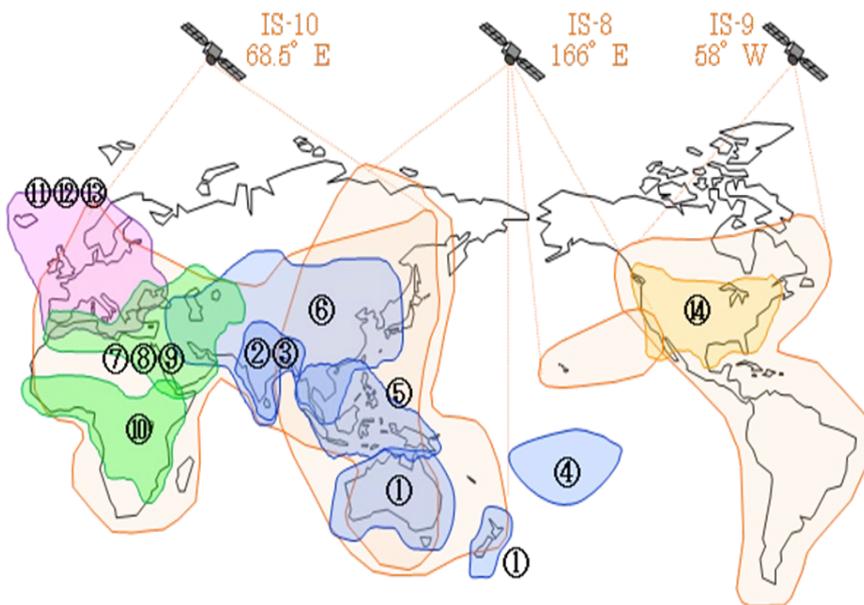
A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
交付金	人件費	299			
	国際放送費				
	番組制作費	1,186			
	編成企画費	196			
	技術運用費	772			
計		2,454	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

映像国際放送の実施

1 施策の概要

- (1) 放送法第33条第1項の規定に基づき、NHKに対して、必要な事項を指定して、委託協会国際放送業務（テレビ国際放送）を実施させることにより、我が国からの映像による情報発信を拡充し、「日本の対外イメージの向上、親日感の醸成」「欧米によるアジア理解の向上」を通じて、「日本のプレゼンスの向上、国際世論形成力の向上」を目指し、究極的に産業、観光振興等の幅広い国益を増進させる。
- (2) 実施に要する費用については、放送法第35条第1項の規定に基づき、国が負担。

2 イメージ図



(21年度末時点)

区域	使用衛星	軌道位置
アジア・太平洋	① Optus D2	東経 152°
	② Insat 4B	東経 93.5°
	③ IS-12	東経 45.0°
	④ IS 701	東経 180°
	⑤ Palapa D	東経 113.0°
	⑥ Asia Sat 3S	東経 105.5°
中東・アフリカ	⑦ Badr 4	東経 26.0
	⑧ Amos 2	西経 4.0°
	⑨ Turksat 2A	東経 42.0°
	⑩ EutelSat 7W	東経 36.0°
欧州	⑪ Eurobird 1	東経 28.5°
	⑫ Astra 1M	東経 19.2°
	⑬ Hot Bird 6	東経 13.0°
北米	⑭ AMC 4	西経 101°